

デイサービスセンターいたや荘 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1 施設における感染症及び食中毒の防止に関する基本的な考え方

介護保険サービスの利用者は、65歳以上の高齢者及び40歳以上の特定疾患のある方です。これらの方々は感染症等に対する抵抗力が弱く、また介護施設や事業所で感染症が一旦発生すると集団発生となることも多いため、介護現場の職員は適切な感染予防対策を着実に行う必要があります。

当施設では、感染症及び食中毒を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速かつ適切に対応をします。

2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の基本的事項

(1) 平常時の対応（標準予防策）

① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。環境の整備や整理整頓を行い、換気、清掃、消毒を定期的に実施します。

② 日常のケアにかかる感染対策

標準的な予防策として、職員の手指衛生（手洗い・手指消毒）、うがいを徹底し、必要に応じてマスクの着用をします。また、血液・体液・分泌液・排泄物（便）・傷や創傷皮膚などに触れる時は、素手で触らず必ず手袋を着用します。手袋を外した後は、必ず手指衛生を行います。当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。環境の整備や整理整頓を行い、換気、清掃、消毒の徹底に努めます。利用者の異常の兆候を早期発見のための日頃の健康状態観察を行います。

③ 外来者への衛生管理の周知を図り、まん延防止に努めます。

④ 職員の健康管理

職員は年1回の健康診断を実施します。

インフルエンザ等の予防接種については、接種の意義、有効性、副反応についての理解を深めます。

職員が感染症を罹患している場合は、感染経路遮断のため、完治まで適切な対応をします。

(2) 発生時の対応

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合は、厚生労働省が定める対処の手順に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を行います。

- ① 発生状況の把握
- ② まん延防止のための措置
- ③ 症状が疑われる利用者への対応
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 行政への報告

施設長は、次のような場合には、迅速に主管部局に報告するとともに、保健所等への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぎます。

<報告が必要な場合>

- ① 死亡者又は重篤者が1週間に2名以上発生
- ② 感染症が疑われる者が10名以上又は全利用者の半分以上発生
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

<報告する内容>

- ① 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- ② 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ③ 上記の利用者への対応や施設における対応状況等
- ④ 医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いがある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に関する体制

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」(以下「感染症・食中毒対策委員会」という)を設置します。

(1) 委員の構成と職務

感染症・食中毒対策委員会の構成は、次に掲げる委員とする。

- ① 施設長（委員長）
- ② 看護職員（副委員長・感染症対策担当者）
- ③ 機能訓練指導員
- ④ 介護職員
- ⑤ 生活相談員

(2) 委員会の業務

感染症・食中毒対策委員会の主な責務（対応する職種）は、次に掲げるとおりとする。

- ① 感染症・食中毒対策委員会の開催（看護職員）

- ② 感染症・食中毒予防のための職員研修、訓練の企画立案及び感染対策実施状況の把握と評価（管理者、看護職員、相談員、サービス提供責任者）
- ③ 利用者の健康状態の把握と対策（施設長、看護職員、相談員）
- ④ 職員の健康状態の把握と対策（施設長）
- ⑤ 感染症等の発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制（施設長）
- ⑥ 新規利用者等の感染症の既往（施設長、看護職員、相談員、サービス提供責任者）
- ⑦ その他、感染症・食中毒予防のために必要な事項の推進（その他の委員等）

（3）委員会の運営

感染症・食中毒対策委員会の運営は、次に掲げるとおりとする。

- ① 委員会は、月1回程度、及び必要に応じて開催する。
- ② 委員会は、運営委員会などの他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種や取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することができる。
- ③ 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできる。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。
- ④ 委員会開催後、速やかに会議録を作成し、2年間保存する。

3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延のための研修の内容としては、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当施設における指針に基づき、感染症・食中毒の予防、早期発見の徹底を行います。

職員教育を徹底させるため、定期的な施設内研修（年2回以上）を実施するとともに、採用時には必ず感染症・食中毒の予防のための研修を実施する。研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用することで差し支えない。

また、平常時から実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行います。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを行います。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施します。定期的な施設内研修の内容については、記録を行い

全職員へ回覧し周知徹底を行う。

なお、施設外研修に出席した職員の復命書や研修資料等も同様の取扱いとする。

当該記録については2年間の保存をしなければならない。

4 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は、当施設内において、いつでも自由に閲覧することができます。

附 則

1.この指針は、令和3年4月1日から施行する。